

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第 39 回)
2. 日 時	平成 30 年 12 月 7 日 (金) 午後 2 時 ~ 2 時 45 分
3. 議 案	1. 本ワーキング・グループにおいて検討すべき課題について 2. その他
4. 主な内容	○ 本ワーキング・グループ開催の趣旨について 冒頭、森本副会長から、本 WG を開催することとした背景及び趣旨について説明が行われ、これを受け、本 WG では、契約締結前交付書面の交付の見直し等、顧客に対する分かりやすい説明のあり方や情報提供の手段について議論することとした。 ○ 市場ワーキング・グループの模様について 金融庁 企画市場局 八幡市場業務監理官から、金融庁 金融審議会 市場ワーキング・グループ (平成 30 年 11 月 16 日開催) における契約締結前交付書面等の見直しに係る議論の状況について、参考 1 に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ・ 契約締結前交付書面の交付方法を書面からメールや WEB 閲覧等へ変更していくことは、世相を反映しており適切な流れだと思うが、本 WG の検討の前提として、金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第 37 条の 3 で規定する契約締結前交付書面の交付義務及び関係府令で規定されている同書面に関する諸要件が変更されるのか確認したい。府令では契約締結前交付書面の記載に関するポイント数について規定しているが、交付方法が電子化されれば画面拡大操作が可能になり、規定が陳腐化するようにも感じる。また、顧客に対して同書面の情報が届いたことや顧客が同書面の情報にアクセスしたことはどのように担保されるのかなど、法令改正の方針及び影響の範囲について、現時点でどのように考えているか伺いたい。 ⇒ 市場 WG では法令の改正を念頭においた検討テーマとして取り上げている。現時点では具体的な改正内容まで明示しておらず、今後検討を進めていく。なお、変更後の方法はメール及び WEB 閲覧に限定しておらず、記載に関するポイント数などについてもどのように変えていくべきか、また、自主規制でカバーできる部分も含めてご意見をいただければと思う。(金融庁 企画市場局 八幡市場業務監理官) ・ 今回の見直しにより、新しい方式によって金商法上の説明義務を果たしたことになるのか否か、既存の電子交付との違いについても気になるの

	で、今後議論していきたい。 1. 本ワーキング・グループにおいて検討すべき課題について 事務局から、本 WG での検討事項について資料 1 に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ○その他本 WG で検討すべき課題（無登録格付（特に特定関係法人）に関する説明方法の見直し）について 証券化商品等の海外で組成された商品は、完全無登録格付業者の付与した格付が用いられているケースが多く、当該商品を日本の適格機関投資家に案内する現場では、資料上に当該格付が記載されている場合、当該資料の使用が困難な状況が生じている。完全無登録格付業者に関する規制について完全撤廃を求めるわけではないが、例えば、適格機関投資家に対する提供は適用除外とする、若しくはアメリカで NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) として登録されている業者による格付については対象外とするなど、日本でも投資家に対して広く格付情報の提供が可能な制度になればよいと考える。本件についても、可能であれば本 WG の検討事項に加えていただきたい。 最後に、事務局から、本 WG は、契約締結前交付書面に関する課題について、先行して検討し、議論の進捗をみながら、これと並行して無登録格付及び英文開示に関する課題を検討すること、必要に応じて「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等に関する WG 等の他の WG と連携することなどの説明が行われた。 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。